

島根県事業承継新事業活動等支援補助金交付要綱

(通 則)

第1条 島根県事業承継新事業活動等支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）（以下「適正化法施行令」という。）及び補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）（以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助目的)

第2条 本補助金は、中小企業の事業承継を契機とした新たな取り組み等（以下「間接補助事業」という。）を行う事業者等（以下「間接補助事業者」という。）を支援することにより円滑な事業承継を促進し、地域経済を支える県内中小企業の維持及び発展を目的とし、その取り組みを支援する支援機関（以下「補助事業者」という。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定 義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に掲げる者であって、原則として島根県内に主たる事業所又は工場を有する者をいう。
- (2) 小規模事業者 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に掲げる者であって、原則として島根県内に主たる事業所又は工場を有する者をいう。
- (3) 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会をいう。
- (4) 商工会議所 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所をいう。
- (5) 県中央会 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づいて設立された島根県中小企業団体中央会をいう。
- (6) 財団 公益財団法人しまね産業振興財団をいう。
- (7) 支援機関 本事業に取り組もうとする中小企業者を支援する商工会、商工会議所、県中央会及び財団をいう。
- (8) 事業承継 原則として、個人事業者にあつては、前事業者が廃業届を後継者が開業届出を提出して事業を引き継ぐこと、法人にあつては、代表者の交

代及び株式の過半数又は前代表者の全ての譲渡を受けて事業を引き継ぐことをいう。

- (9) 後継者 補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日時点から2年前までの間に事業承継を行った者をいう。
- (10) 後継予定者 補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日時点から10年以内に事業承継を行う予定の者をいう。
- (11) 補助事業 補助事業者が間接補助事業者の間接補助事業に係る補助金を交付する事業と、当該間接補助事業を支援する事業をいう。
- (12) 法承認等 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第14条第1項に基づく経営革新計画の承認もしくは中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第17条第1項に基づく経営力向上計画の認定をいう、又は、生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第40条第1項に基づく先端設備等導入計画の認定をいう。

（補助対象経費及び補助対象期間）

第4条 補助対象経費、補助率及び補助上限は、別表1のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税は補助対象経費から除くものとする。

- 2 間接補助事業の補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度の2月28日までとする。
- 3 補助事業の補助対象期間は、間接補助事業者の補助対象期間の期限から14日以内までとする。

（間接補助事業者の要件）

第5条 事業を実施しようとする事業者は次の共通要件の全て及び個別要件を満たすものとする。

(1) 共通要件

ア みなし大企業（発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合を除く。以下同じ。）が所有している中小企業者、発行済株式の総数若しくは出資価格の総額3分の2以上を大企業が所有している中小企業者又は大企業の役員若しくは職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者をいう。）でないこと。

イ 島根県税の滞納がないこと。

ウ 別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項のいずれにも該当しないこと。

- エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者でないこと。また、これらの営業の一部を受託する事業者でないこと。
- オ 日本標準産業分類大分類における農業、林業、漁業を行う事業者でないこと。
- カ 競輪・競馬等の競走場を行う事業者でないこと。
- キ 競輪・競馬等の競技団を行う事業者でないこと。
- ク 芸ぎ業（置屋、検番を除く。）を行う事業者でないこと。
- ケ 娯楽に付帯するサービス業のうち、場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業を行う事業者でないこと。
- コ 宗教、政治・経済・文化団体を行う事業者でないこと。
- サ 公序良俗に問題のある事業又は公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業でないこと。
- シ 事業が、国又は県の他の補助金等を活用する事業でないこと。
- ス 支援機関による支援体制が整っていること。

(2) 個別要件

個別要件は別表 2 のとおりとする。

(補助金交付の申請)

- 第 6 条 間接補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第 1-1 号）に関係書類を添えて、補助事業者に申請しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の規定による申請があり、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認め、県からの補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第 1-2 号）に関係書類を添えて、知事へ申請しなければならない。
- 3 間接補助事業者は、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」について、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(補助金交付の決定)

- 第 7 条 県は、前条第 2 項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助事業者へ交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第 2-1 号）を補助事業者に送付するものとする。
- 2 県は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。
- 3 補助事業者は、第 1 項の規定による通知があった場合には、間接補助事業者へ交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第 2-2 号）を通知するものとする。

- 4 補助事業者は、前項の通知に際して、第2項による条件があるときは、当該条件を付して通知することとする。

(申請の取下げ)

第8条 間接補助事業者は、交付決定の内容又は条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定通知書を受けた日から10日以内に補助事業者へ補助金交付申請の取下げ(様式第3-1号)を申請することができる。

- 2 補助事業者は、前項の申請があったときは、補助金交付申請の取下げ(様式第3-2号)を県へ申請することとする。

(補助事業の経理等)

第9条 補助事業者は、補助事業に関する収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を備え付け、これを補助事業の完了又は廃止した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補助事業の内容及び経費の変更の承認等)

第10条 間接補助事業者は、補助事業の内容又は対象経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ補助事業者へ補助事業の変更申請書(様式第4-1号)を申請し、その承認を受けなければならない。ただし、別表3に定める軽微な変更についてはこの限りではない。

- 2 補助事業者は、前項の申請を受け、当該申請の補助事業の変更が妥当であると認められるときは、補助事業の変更申請書(様式第4-2号)に関係書類を添えて、県へ申請し、その承認を受けなければならない。
- 3 県は前項の申請があったときは、当該申請の内容を確認し、補助事業者へ承認可否の回答(様式第5-1号)を通知する。
- 4 補助事業者は前項の通知を受けたときは速やかに間接補助事業者へ当該申請の承認可否の回答(様式第5-2)を通知すること。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 間接補助事業者は、補助事業を中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ補助事業の中止(廃止)申請書(様式第6-1号)により、補助事業者の承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は前項の申請があり、当該申請の内容を確認し、補助事業を中止又は廃止が妥当であると認められるときは、補助事業の中止(廃止)申請書(様式第6-2号)に関係書類を添えて、県の承認を受けなければならない。
- 3 県は第2項の申請があったときは、当該申請の内容を確認し、補助事業者へ

中止（廃止）申請の回答（様式第7-1号）を通知する。

- 4 補助事業者は前項の通知を受けたときは速やかに間接補助事業者へ当該申請の中止（廃止）申請の回答（様式第7-2号）を通知すること。

（遂行状況報告）

第12条 間接補助事業者は、9月30日現在における補助事業の遂行状況について、遂行状況報告書（様式第8-1号）によって、補助事業者へ10月14日までに報告しなければならない。ただし、9月30日までに事業が完了した者は除く。

- 2 補助事業者は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく当該報告書等の書類の審査及び現地調査等を行い、遂行状況報告書（様式第8-2号）と関係書類を添えて、県に報告すること。

（実績報告）

第13条 間接補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了日から起算して30日を経過する日又は補助対象期間の末日いずれか早い日までに実績報告書（様式第9-1号）を補助事業者へ報告すること。

- 2 補助事業者は、前項の報告を受けたときは、報告書等の書類審査及び現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第10条に基づく変更の承認があるときは、その変更後の内容）及び付された条件に適合すると認めるときは、間接補助事業者から報告のあった日から14日以内に実績報告書（様式第9-2）を県へ報告すること。

（補助金の額の確定）

第14条 県は、前条の報告を受けたときは、速やかに検査を実施し、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知する。

- 2 補助事業者は前項の通知を受けたときは速やかに間接補助事業者へ通知すること。

（補助金の支払）

第15条 間接補助事業者は、前条の規定により、補助金の額が確定し、支払を受けようとするときは、補助事業者へ精算払請求書（様式第10-1号）を申請しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により申請があったときは、県へ精算払請求書（様式第10-2号）を申請しなければならない。

(補助金の交付決定の取消)

第 16 条 補助事業者は、第 10 条の規定に基づく補助事業の内容及び経費の変更の承認を行った場合、若しくは第 11 条の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を行った場合、又は別表 4 の規定に該当すると判明したときは県へ報告するものとする。

- 2 県は前項の報告を受けたときは、補助事業者の交付決定の全部もしくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- 3 補助事業者は前項の措置があったときは間接補助事業者への交付決定の全部もしくは一部を取り消し、又は変更することとする。
- 4 補助事業者は、前項の取消しをした場合において、すでに当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命じ、県へ返還することとする。

(財産の管理及び処分)

第 17 条 間接補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（取得価格が 50 万円以上又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他財産に限る。以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳（様式第 11 号）を整え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 間接補助事業者は、取得財産等を処分しようとするとき又は他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、若しくは債務の担保に供しようとするときは、補助事業者へ処分承認申請書（様式第 12-1 号）を申請し、承認を受けなければならない。
- 3 補助事業者は、前項の規定による申請があったときは、知事へ処分承認申請書（様式第 12-2 号）を申請し、承認を受けなければならない。
- 4 知事は、前項の申請があったときは、内容を審査の上、当該取得財産の処分承認適否の回答（様式第 13-1 号）を補助事業者へ通知するものとする。
- 5 補助事業者は、前項の通知に基づき、補助事業者へ当該取得財産の処分承認適否の回答（様式第 13-2 号）を通知するものとする。
- 6 間接補助事業者は、前項の規定の承認を受け、取得財産等を処分することによって、収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることがある。ただし、当該取得財産が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）の定める耐用年数を経過している場合を除く。

(産業財産権等に関する届出)

第 18 条 間接補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権、商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業期間内に出願

若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、もしくは実施権等を設定した場合には、遅滞なく産業財産権等取得等届出書（様式第 14-1 号）を補助事業者に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく産業財産権等取得等届出書（様式第 14-2 号）と関係書類を添えて、県に報告すること。

（収益納付）

第 19 条 補助事業者は、間接補助事業者が行う補助事業の実施期間内に、補助事業の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他補助事業の実施により収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対して交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を補助事業者に納付させることができるものとする。

- 2 補助事業者は、前項の納付を受けたときは、遅滞なく県に納付すること。

附 則

1. この要綱は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
1. この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
1. この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
1. この要綱は令和 4 年 3 月 29 日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

補助率、補助上限及び補助対象経費

補助率	補助上限	補助対象経費
1/2 ただし、法承認等 がある場合は 2/3	100 万円 ただし、法承認等があ る場合は 200 万円	原材料費、産業財産権取得費、市場調査 費、備品機械設備等購入費、施設改修 費、撤去費、IT 導入費、研修経費、外注 費、広報費、展示会等経費、県外店舗等 借入・機械器具リース費、雑役務費、幹 部人材募集経費

別表 2（第 5 条関係）

個別要件

項目	内容
新たな取組に 関する要件	補助金の交付を受けようとする会計年度の 4 月 1 日時点で 6 5 歳未満の後継者又は後継予定者が中心となって、新商品若しく は新役務の開発、業務・施設等の改善又は販路開拓によって収 益力の向上を図る取組
事業承継に関 する要件	次のいずれかに該当するもの ①後継予定者が決まっており、補助金の交付を受けようとする 会計年度の 4 月 1 日時点から 5 年以内に代表者の交代をする 事業承継計画を有し、株の過半数を引き継ぐ計画としている こと（個人事業主の承継も含む。）。 ②補助金の交付を受けようとする会計年度の 4 月 1 日時点で事 業承継実施後 2 年以内であること

別表 3（第 10 条関係）

補助事業の軽微な変更

変更事由	軽微な変更該当する場合
内容の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業の目的に変更をもたらすものではなく、より能率的な補助目的の達成に資すると考えられるとき ・ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更であるとき
経費の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象経費へ配分された補助申請額において、いずれか低い額の 10 パーセント以内での流用増減であるとき

別表 4（第 16 条関係）

補助金の交付決定の取消

間接補助事業者が、法令、要綱もしくは別に定める規定に基づく補助事業者の指示等に違反したとき。
間接補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
間接補助事業者が、補助事業に関して、不正、怠慢その他不適切な行為をしたとき
間接補助事業者が、交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなったとき

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

私は、島根県事業承継新事業活動等支援補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。